

長周期地震動に関する情報検討会運営要綱（改正案）

（目的）

第1条 地域における高層ビルや石油タンク等での被害発生の早期把握・警戒避難支援、大都市や工業地域の防災関係機関の迅速かつ的確な災害応急体制の立ち上げ支援に資する「長周期地震動に関する情報」の発表を行うにあたり、高層ビルの防災対応に有効な情報の内容や伝達手段はどうあるべきか、予報から観測結果の公表までの一連の情報体系はどうあるべきか等について具体的な検討をするため、長周期地震動に関する情報検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（任務）

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- （1）長周期地震動に関する観測情報を発表するための解析手法、情報の発表基準及び内容、伝達手段について
- （2）長周期地震動に関する予報の検討
- （3）その他、長周期地震動に関して検討の必要な事項

（検討会の構成）

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長と副座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理し、副座長は座長を補佐する。
- 4 座長と副座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 座長が出席できない場合は、副座長に座長代理を気象庁地震火山部長が依頼する。

（資料の公開）

第4条 検討会の資料及び議事概要については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで検討会の資料及び議事概要の一部または全部を非公開とすることができる。

（長周期地震動予測技術検討ワーキンググループ）

第5条 長周期地震動予測技術について専門的に検討するため長周期地震動予測技術検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

- 2 ワーキンググループは、学識経験者からなる委員で構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 4 座長はワーキンググループの会務を総理する。
- 5 ワーキンググループの公開については、本要項第4条の規定を準用する。

6 座長が出席できない場合は、座長代理を委員の中から地震火山部長が依頼する。

7 ワーキンググループは、ワーキンググループにおける検討結果を本検討会に報告する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部地震津波監視課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 26 日から適用する。